

## 令和7年度「『長岡⇄佐渡』周遊ツアー促進事業(追加募集)」実施要領

### 1 目的

「佐渡島の金山」が世界文化遺産に登録されたことを契機に、長岡と佐渡の周遊観光を促進するため、両市を目的地とする旅行商品を造成・催行する旅行会社に対して、助成金を交付します。

### 2 助成対象者

旅行業の登録を受けた旅行業者または旅行サービス手配業者で、日本国内の事業者に限ります。

### 3 助成内容

#### (1) 助成対象事業

次のアからエの要件をすべて満たす旅行商品を本事業の助成対象とします。

ア 催行日が令和8年4月1日から令和8年9月30日までであること。

イ 長岡市内で宿泊した翌日に佐渡に旅行する、または佐渡から帰った当日に長岡市内に宿泊すること※。

※ 旅館業法に基づく営業許可を受け営業している宿泊事業者に限る(風営法第2条第6項第4号に該当する施設は対象外)。

ウ 長岡市内の宿泊について、1人1泊あたり税込7,000円以上の宿泊料金が発生していること(食事区分は不問)。

エ 各種PR販促物に『協力：「越後長岡」観光振興委員会』と記載すること。

#### (2) 助成額

1人1泊につき3,000円とバス1台につき最大15万円※

※ バス1台につき10万円を基本とし、長岡市内事業者のバスを利用する場合は、5万円を加算します。ただし、バスの借上げ料が助成額に満たない場合は、借上げ料を助成額とします。

※ 助成対象となるのは、1回の催行につき1台分のみです。(長岡市内に宿泊する前後の日で、異なる事業者のバスを利用した場合は、2台分の助成は受けられません。)

#### (3) 助成上限額

1商品につき50万円

事務局は助成を許可する商品に対し「助成上限額」を設定します。申請者は、旅行催行後に、この「助成上限額」の範囲内で助成金を請求してください。

#### (4) 助成額の減額

送客実績（人泊）が総予定人泊数に著しく満たない場合、以下のとおり助成額を減額します。（旅行商品の選定評価を見据えた総予定人泊数の過大申請を防ぐため。）

送客実績（人泊）／総予定人泊数	減額内容
51%以上	減額なし
41%以上 51%未満	送客実績（人泊）に応じた助成額から 10%減額
31%以上 41%未満	送客実績（人泊）に応じた助成額から 20%減額
16%以上 31%未満	送客実績（人泊）に応じた助成額から 30%減額
16%未満	送客実績（人泊）に応じた助成額から 50%減額

※ 減額計算時、小数点以下が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。

## 4 申請手続

申請者は、締め切りまでに必要な書類を事務局に提出してください。

### (1) 申請期間及び提出先

期 間 令和8年2月25日（水）から令和8年3月6日（金）まで

提出先 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

「越後長岡」観光振興委員会 事務局

Mail kanko@city.nagaoka.lg.jp

### (2) 提出書類

次のアからウの書類をメール又は郵送で提出してください。（FAXでの提出不可）

ア 助成金交付申請書（様式1）

イ バス事業者からの見積書の写し

ウ 企画書（任意様式）

エ 概算払請求書（様式3）

オ 助成金の振込先通帳の写し

## 5 審査及び交付決定

### (1) 審査方法

提出いただいた書類により、審査を行います。（審査の結果、不採択となることがあります。）なお、審査の内容（不採択となった場合の理由等）に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

#### 【審査基準】

- ・長岡市内での消費額の大きさ
- ・長岡市内の滞在時間の長さ
- ・長岡市内観光施設等への立ち寄りの有無
- ・長岡市内事業者のバス利用の有無
- ・過去の類似ツアーの有無及び催行結果

### (2) 交付決定

申請者には、令和8年3月20日（金）を目途に審査結果（助成金の交付決定又は不

交付決定)を通知(様式2)します。なお、申請額と異なる額で交付決定を行う場合があります。

(3) 助成金の支払い

助成金は交付決定後、令和7年度内に全額を概算で支払います。

## 6 実績報告及び支払い

(1) 実績報告書の提出

助成決定を受けた旅行を催行した日から30日以内または令和8年10月9日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書等を提出してください。

(2) 提出書類

次のアからカの書類をメール又は郵送により提出してください。(FAXでの提出不可)

ア 実績報告書 兼 精算書(様式4)

イ 長岡市内の宿泊施設を利用したことがわかる書類

領収書の写し等、宿泊した人数がわかるもの

ウ 運送引受書の写し

エ 各種PR販促物

『協力:「越後長岡」観光振興委員会』と記載された旅行商品パンフレットや新聞折り込みチラシ等

(3) 助成額の確定及び精算

事務局は提出書類を審査し、適正と認められる場合、助成金の額を確定し通知(様式5)します。

確定した助成金の額と概算により支払った助成金の額との間に差額があるときは、その額を精算し、返還が必要です。

返還の期限は、確定額の通知日から30日以内とし、返還に係る振込手数料は申請者の負担とします。

## 7 その他

・申請内容の変更・中止

当事業は、申請内容に基づき助成の可否を決定しているため、申請内容の変更は原則不可とします。やむを得ない理由により、申請内容を変更せざるを得ない場合は、対応等について事前協議を行いますので、速やかに事務局に連絡してください。

なお、「変更連絡を怠った場合」「虚偽の報告を行った場合」は、送客実績に関わらず助成金の減額又は助成決定の取消を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

【連絡先】

「越後長岡」観光振興委員会事務局

〒940-0062

長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

電話番号 0258-39-2344 FAX 0258-39-3234

Mail kanko@city.nagaoka.lg.jp